

(様式6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	69-4	担当課	消防防災安全課		
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第14条第2項	不利益処分の種類	火薬庫の所有・占有者に対する技術上の基準適合命令
<p>○火薬類取締法</p> <p>第十四条 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫を、その構造、位置及び設備が第十二条第三項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第十二条第三項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p> <p>(火薬庫)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>[技術上の基準]</p> <p>○火薬類取締法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none">・第22条から第32条（法第12条第3項関係） <p>○告示</p> <ul style="list-style-type: none">・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号）・火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号）・火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和49年通商産業省告示第59号）					